

令和4年3月25日

指定障害福祉サービス事業者等  
指定障害児通所支援事業者等 各位

旭川市福祉保険部指導監査課

令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る計画書の届出について（通知）

このことについて、令和4年度における福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定を行う場合は、次のとおり届出書類等を提出願います。

#### 1 届出書類等

- (1) 障害福祉サービス等処遇改善計画書（別紙様式2-1）
- (2) 福祉・介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式2-2）
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式2-3）
- (4) 職員分類の変更特例に係る報告（別紙様式2-4）

※ (3)、(4)は該当する事業所のみ

#### ● 次の事項に注意願います。

- ・計画書の内容を証明する資料の添付については、保管の有無をチェックリストで確認することで提出については原則不要です。
- ※実地指導等において根拠資料を確認する場合がありますので、関係する書類について適切な保管をお願いいたします。
- ・「賃金改善の見込額」中の前年度の賃金総額は、「初めて加算を取得する(した)月の前年度」ではなく「(申請の)前年の1月～12月(今回の場合は令和3年1月～12月)」となります。詳しくは、令和2年度の集団指導の資料を確認願います。
- ・「職場環境等要件」の内容が変更になっておりますので、御確認の上、入力してください。

2 提出期限 令和4年4月15日(金) 期日厳守 ※郵送の場合、当日消印有効

3 提出方法 郵送又は持参により提出願います。

なお、郵送による場合は封筒宛名面隅に「令和4年度福祉・介護職員処遇改善計画書在中」と朱書きしてください。

#### 4 その他留意事項

提出に当たっては、「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年3月18日付け障障発0318第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照し、算定要件を御確認いただきますようお願いいたします。

(提出先及び連絡先)

〒070-8525 旭川市7条通10丁目旭川市第二庁舎2階  
旭川市福祉保険部指導監査課（障がい担当）  
電話 (0166) 26-1111 (内線 5118, 5129)